

定型約款の一部改正について

令和 7 年 10 月 1 日付で定型約款を一部改正いたします。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

改正する定型約款

- ・ J A ネットバンク利用規定
- ・ 法人 J A ネットバンク利用規定
- ・ J A データ伝送サービス（AnserDATAPORT）利用規定
- ・ ファームバンキング/ホームバンキング利用規定

以上

ＪＡネットバンク利用規定新旧対照表

新	旧
ＪＡネットバンク利用規定	ＪＡネットバンク利用規定
<u>1</u> <u>ＪＡネットバンク</u> 「ＪＡネットバンク」（以下、<u>「本サービス」</u>といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、<u>「契約者」</u>といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、<u>「払込み」</u>といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 <u>2</u> サービス取扱時間 （省略） <u>3</u> 利用申込み	<u>第1条</u> 「ＪＡネットバンク」 「ＪＡネットバンク」（以下、<u>（追加）「本サービス」</u>といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、<u>（追加）「契約者」</u>といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、<u>（追加）「払込（追加）」</u>といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 <u>第2条</u> サービス取扱時間 （省略） <u>第3条</u> 利用申込み

新	旧
<u>(1)</u> 本サービスの利用申込対象者は、当会にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、<u>下同じとします。</u>）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、<u>下同じとします。</u>）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当会が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。 <u>(2)</u> 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当会所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、<u>「サービス利用対象口座」</u>といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当会所定の範囲内とします。 なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、<u>「代表口座」</u>といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。	1. 本サービスの利用申込対象者は、当会にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、<u>(追加)</u> 同様とします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、<u>(追加)</u> 同様とします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当会が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。 2. 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当会所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、<u>(追加)</u>「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当会所定の範囲内とします。 なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、<u>(追加)</u>「代表口座」といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
<u>4</u> 本人確認 <u>(1)</u> 本サービスの利用申込<u>み</u>および解約では、当会ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号、<u>当該</u>口座のキャッシュカード暗証番号等と、当会に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下、<u>「本人確認」</u>といいます。）を行います。 <u>(2)</u> 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当会に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致の<u>ほか</u>、当会が定める方法により本人確認を行います。	<u>第4条</u> 本人確認 1. 本サービスの利用申込 <u>(追加)</u> および解約では、当会ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号 <u>および</u> 当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当会に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下、<u>(追加)</u>「本人確認」といいます。）を行います。 2. 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当会に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致の <u>他</u>、当会が定める方法により本人確認を行います。

新	旧
<u>(3)</u> 本サービスの本人確認に必要な確認項目、<u>本人確認方法</u>の規格、設定方法、技術的要件等は当会が定めるものとし、当会が必要とする場合、変更することができるものとします。 <u>(4)</u> 本サービスの本人確認にて、キャッシュカード暗証番号が当会の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、キャッシュカードの利用が制限され、本サービスのほか、<u>ATM</u>や窓口での入出金、残高照会等、キャッシュカードを利用する一切の取引が利用できなくなります。 <u>5</u> 取引の依頼・依頼内容の確認等 <u>(1)</u> 本サービスの取引（利用申込<u>み</u>や解約を含みます。以下、<u>同じ</u>とします。）の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 <u>(2)</u> 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい<u>とき</u>には、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消<u>し</u>、変更等はできないものとします。 なお、払込にかかる操作手順は第8条でご確認ください。 <u>(3)</u> (省略)	<u>3.</u> 本サービスの本人確認に必要な確認項目<u>および</u>本人確認方法の規格、設定方法、技術的要件等は当会が定めるものとし、当会が必要とする場合、変更することができるものとします。 <u>4.</u> 本サービスの本人確認にて、キャッシュカード暗証番号が当会の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、キャッシュカードの利用が制限され、本サービスのほか、<u>ATM</u>や窓口での入出金、残高照会等、キャッシュカードを利用する一切の取引が利用できなくなります。 <u>第5条</u> 取引の依頼・依頼内容の確認等 <u>1.</u> 本サービスの取引（利用申込<u>(追加)</u>や解約を含みます。以下、<u>(追加)</u>と同じとします。）の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 <u>2.</u> 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい<u>時</u>には、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消<u>(追加)</u>、変更等はできないものとします。 なお、払込にかかる操作手順は第8条でご確認ください。 <u>3.</u> (省略)

新	旧
<u>(4)</u> (省略) <u>a</u> 以下の金額が支払元の貯金口座（以下、<u>「支払指定口座」</u>といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>(d)</u> (省略) <u>(e)</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> 当会の任意に定める回数を超えてパスワード(キャッシュカード暗証番号を含みます。以下、<u>「同じとします。」</u>を誤って端末機器に入力したとき。 <u>f</u> 差押<u>え</u>その他相当の事由が発生したとき。 <u>(5)</u> サービス利用対象口座について同日に複数の引<u>(削除)</u>落<u>(削除)</u>し（本サービス以外の引<u>(削除)</u>落<u>(削除)</u>しを含みます。）をする場合には、その総額	<u>4.</u> (省略) <u>(1)</u> 以下の金額が支払元の貯金口座（以下、<u>(追加)</u>「支払指定口座」といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> 当会の任意に定める回数を超えてパスワード（キャッシュカード暗証番号を含みます。以下、<u>(追加)</u>「同じとします。」を誤って端末機器に入力したとき。 <u>(6)</u> 差押<u>(追加)</u>その他相当の事由が発生したとき。 <u>5.</u> サービス利用対象口座について同日に複数の引<u>き落と</u>し（本サービス以外の引<u>き落と</u>しを含みます。）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金

新	旧
が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引き落とすかは当会の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当会は責任を負いません。	額を超えるとき、その何れを引き落とすかは当会の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当会は責任を負いません。
6 照会サービス <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 照会サービスの利用時間、<u>提供</u>する各種情報の基準・範囲等は、当会が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当会は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。 <u>(3)</u> 当会が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡<u>り</u>など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消<u>し</u>をすることがあります。また、こうした変更・取消<u>し</u>のために生じた損害については、当会は責任を負いません。	第6条 照会サービス <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> 照会サービスの利用時間<u>および</u>提供する各種情報の基準・範囲等は、当会が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当会は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。 <u>3.</u> 当会が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡 <u>(追加)</u> など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消 <u>(追加)</u> をすることがあります。また、こうした変更・取消 <u>(追加)</u> のために生じた損害については、当会は責任を負いません。
7 振込・振替サービス <u>(1)</u> 振込・振替サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下、<u>「振込・振替指定日」</u>といいます。）に、あらかじめ指定された普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当会または当会以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、<u>「入金指定口座」</u>といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当会以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込について	第7条 振込・振替サービス <u>1.</u> 振込・振替サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下、<u>(追加)</u>「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定された普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当会または当会以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、<u>(追加)</u>「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当会以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込について

新	旧
は取り扱いできない場合があります。 <u>(2)</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> 振込・振替サービスにおける 1 日 <u>あ</u> たりの上限金額は当会所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。 (省略) <u>e</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消 <u>し</u> ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取 <u>(削除)</u> 扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>(削除)</u> <u>f</u> 前号の組戻 <u>(削除)</u> 手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>(削除)</u> <u>g</u> (省略)	は取り扱いできない場合があります。 <u>2.</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> 振込・振替サービスにおける 1 日 <u>当</u> たりの上限金額は当会所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。 (省略) <u>(5)</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消 <u>(追加)</u> ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下 <u>(追加)</u> 「訂正」といいます。）または取りやめ（以下 <u>(追加)</u> 「組戻し」といいます。）は、原則として取 <u>り</u> 扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当会所定の組戻手数料が別途必要となります。</u> <u>(6)</u> 前号の組戻 <u>し</u> 手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u>

新	旧
8 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 <u>(1)</u> 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込<u>み</u>」といいます。）サービスは、当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下、「料金等」といいます。）の払込<u>み</u>を行うため、当会が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を引き落とすことにより、料金等の払込<u>み</u>を行うサービスをいいます。 <u>(2)</u> 料金等払込<u>み</u>をするときは、当会が定める方法および操作手順に従ってください。 <u>(3)</u> 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当会に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込<u>み</u>を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当会の J A ネットバンクに引き継がれます。 <u>(4)</u> 前項本文の照会または前項ただし書の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報または請求情報から払込<u>み</u>を希望する料金等を選択してください。	<u>(7)</u> （省略） 第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 1. 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、<u>(追加)</u>「払込 <u>(追加)</u>」といいます。）サービスは、当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下 <u>(追加)</u>「料金等」といいます。）の払込 <u>(追加)</u>を行うため、当会が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を引き落とすことにより、料金等の払込 <u>(追加)</u>を行うサービスをいいます。 2. 料金等払込 <u>(追加)</u>をするときは、当会が定める方法および操作手順に従ってください。 3. 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当会に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込 <u>(追加)</u>を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当会の J A ネットバンクに引き継がれます。 4. 前項本文の照会または前項ただし書の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報または請求情報から払込 <u>(追加)</u>を希望する料金等を選択してください。

新	旧
<u>(5)</u> 利用者の端末機器の画面に払込<u>み</u>を希望した料金等の内容が表示されますので、利用者はその申込内容を確認のうえ、当会が定める方法で料金等払込<u>み</u>の申込みを行ってください。 <u>(6)</u> 料金等払込<u>み</u>にかかる契約は、当会がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から引き落とした時に成立するものとします。 <u>(7)</u> 次の場合には料金等払込<u>み</u>を行うことができません。 <u>a</u> 停電、故障等により取<u>除</u>扱いできない場合 <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> 差押<u>え</u>等やむを得ない事情があり当会が不相当と認めた場合 <u>f</u> (省略) <u>g</u> (省略)	<u>5.</u> 利用者の端末機器の画面に払込<u>(追加)</u>を希望した料金等の内容が表示されますので、利用者はその申込内容を確認のうえ、当会が定める方法で料金等払込<u>(追加)</u>の申込みを行ってください。 <u>6.</u> 料金等払込<u>(追加)</u>にかかる契約は、当会がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から引き落とした時に成立するものとします。 <u>7.</u> 次の場合には料金等払込<u>(追加)</u>を行うことができません。 <u>(1)</u> 停電、故障等により取<u>り</u>扱いできない場合 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> 差押<u>(追加)</u>等やむを得ない事情があり当会が不相当と認めた場合 <u>(6)</u> (省略) <u>(7)</u> (省略)

新	旧
<u>h</u> (省略) <u>(8)</u> 料金等払込<u>み</u>にかかるサービスの利用時間は、当会が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当会の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。 <u>(9)</u> 料金等払込<u>み</u>にかかる契約が成立した後は、料金等払込<u>み</u>の申込みを撤回することができません。 <u>(10)</u> 当会は、料金等払込<u>み</u>にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問<u>（削除）</u>合<u>（削除）</u>してください。 <u>(11)</u> 収納機関の連絡により、料金等払込<u>み</u>が取り消されることがあります。 <u>(12)</u> 当会または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込<u>み</u>の利用が停止されることがあります。料金等払込<u>み</u>サービスの利用を再開するには、必要に応じて当会または収納機関が定める手続を行ってください。 <u>(13)</u> (省略)	<u>(8)</u> (省略) 8. 料金等払込<u>（追加）</u>にかかるサービスの利用時間は、当会が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当会の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。 9. 料金等払込<u>（追加）</u>にかかる契約が成立した後は、料金等払込<u>（追加）</u>の申込みを撤回することができません。 10. 当会は、料金等払込<u>（追加）</u>にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問<u>い合</u><u>わ</u>してください。 11. 収納機関の連絡により、料金等払込<u>（追加）</u>が取り消されることがあります。 12. 当会または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込<u>（追加）</u>の利用が停止されることがあります。料金等払込<u>（追加）</u>サービスの利用を再開するには、必要に応じて当会または収納機関が定める手続を行ってください。 13. (省略)
<u>9</u> 定期貯金サービス	<u>第9条</u> 定期貯金サービス

新	旧
<u>(1)</u> 定期貯金サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入<u>れ</u>、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 <u>(2)</u> 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下、「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 <u>(3)</u> 本サービスによる預入<u>れ</u>は、次のとおり取り扱います。 a 預入<u>れ</u>を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除<u>きます</u>。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入<u>れ</u>します。 b 定期貯金商品は当会所定のものに限り、また、預入<u>れ</u>の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 c （省略） <u>(4)</u> （省略） <u>(5)</u> （省略）	<u>1.</u> 定期貯金サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入<u>(追加)</u>、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 <u>2.</u> 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下<u>(追加)</u>「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 <u>3.</u> 本サービスによる預入<u>(追加)</u>は、次のとおり取り扱います。 <u>(1)</u> 預入<u>(追加)</u>を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除<u>く</u>。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入<u>(追加)</u>します。 <u>(2)</u> 定期貯金商品は当会所定のものに限り、また、預入<u>(追加)</u>の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 <u>(3)</u> （省略） <u>4.</u> （省略） <u>5.</u> （省略）

新	旧
<u>(6)</u> (省略) 10 ローン繰上返済サービス <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>a</u> 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当会で借り入れたローンのうち当会所定の本サービスの対象とするローンについて、当会が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取<u>(削除)</u>扱いできません。 <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>し</u>ができるものとします。 <u>e</u> (省略) <u>f</u> (省略) <u>g</u> (省略)	<u>6.</u> (省略) 第10条 ローン繰上返済サービス <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略) <u>(1)</u> 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当会で借り入れたローンのうち当会所定の本サービスの対象とするローンについて、当会が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取<u>り</u>扱いできません。 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>(追加)</u>ができるものとします。 <u>(5)</u> (省略) <u>(6)</u> (省略) <u>(7)</u> (省略)

新	旧
11 カードローンサービス <u>(1)</u> カードローンサービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入<u>れ</u>、返済等を行うことができるサービスをいいます。 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 本サービスによる借入<u>れ</u>は、当会所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。 <u>(4)</u> (省略)	第11条 カードローンサービス <u>1.</u> カードローンサービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入<u>(追加)</u>、返済等を行うことができるサービスをいいます。 <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> 本サービスによる借入<u>(追加)</u>は、当会所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。 <u>4.</u> (省略)
12 取引内容の記録等 (省略)	第12条 取引内容の記録等 (省略)
13 月額手数料等 <u>(1)</u> 本サービスの利用に<u>あ</u>たっては、当会所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当会所定の日に表示口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当会は既に受入れた月額手数料を返却しません。 <u>(2)</u> 本サービスによる振込に<u>あ</u>たっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。	第13条 月額手数料等 <u>1.</u> 本サービスの利用に<u>当</u>たっては、当会所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当会所定の日に表示口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当会は既に受入れた月額手数料を返却しません。 <u>2.</u> 本サービスによる振込に<u>当</u>たっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。

新	旧
<u>(3)</u> 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料、<u>払込金の引(削除)</u>落<u>(削除)</u>しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 <u>(4)</u> (省略) 14 パスワードの管理、セキュリティ等 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出てください。当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消<u>し</u>はできません。）。 なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。	<u>3.</u> 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料<u>および</u>払込金の引<u>き落</u>しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 <u>4.</u> (省略) 第14条 パスワードの管理、セキュリティ等 <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略) <u>4.</u> 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出てください。当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消<u>(追加)</u>はできません。）。 なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。

新	旧
<u>15</u> 解約等 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> サービス利用対象口座（<u>(削除)</u> 代表口座<u>を除きます。</u>）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。 <u>(5)</u> (省略) <u>a</u> 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立<u>て</u>があったとき。 <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> (省略) <u>f</u> (省略) <u>g</u> (省略)	<u>第 15 条 解約等</u> <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略) <u>4.</u> サービス利用対象口座（<u>除く、</u>代表口座<u>(追加)</u>）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。 <u>5.</u> (省略) <u>(1)</u> 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立<u>(追加)</u>があったとき。 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> (省略) <u>(6)</u> (省略) <u>(7)</u> (省略)

新	旧
<u>h</u> (省略) <u>i</u> 本規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき。 <u>j</u> 契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>(a) 暴力団</u> <u>(b) 暴力団員</u> <u>(c) 暴力団準構成員</u> <u>(d) 暴力団関係企業</u> <u>(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>(f) その他(a)～(e)に準ずる者</u> <u>k</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 <u>(a) 暴力的な要求</u> <u>(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為</u> <u>(e) その他(a)～(d)に準ずる行為</u> <u>(f) 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>l</u> 法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みま	<u>(8)</u> (省略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

新	旧
<u>す。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合</u> <u>m 契約者が当会に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合</u> <u>n 契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合</u> <u>o 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>p その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。</u> 16 移管 <u>(1) (省略)</u> <u>(2) (省略)</u> 17 免責事項 <u>(1) (省略)</u>	(追加) (追加) (追加) (追加) <u>(9) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。</u> 第 16 条 移管 <u>1. (省略)</u> <u>2. (省略)</u> 第 17 条 免責事項 <u>1. (省略)</u>

新	旧
<u>a</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>（削除）</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>b</u> 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当会は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>（削除）</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付の有無等を確認してください。 <u>(2)</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>（削除）</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> 本サービスの利用に関する書類に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当会が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>（削除）</u>扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>(6)</u> (省略)	<u>(1)</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>(2)</u> 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当会は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>り</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付の有無等を確認してください。 <u>2.</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>3.</u> (省略) <u>4.</u> (省略) <u>5.</u> 本サービスの利用に関する書類に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当会が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>6.</u> (省略)

新	旧
<u>(7)</u> (省略) <u>(8)</u> (省略) <u>(9)</u> (省略) 18 本サービスの不正使用による振込等 <u>(1)</u> (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 前記 <u>(1)</u>・<u>(2)</u> の規定は前記 <u>(1)</u> にかかる当会への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日 <u>(削除)</u>）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>(4)</u> 前記 <u>(1)</u> の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てんの責任を負いません。 <u>a</u> (省略)	<u>7.</u> (省略) <u>8.</u> (省略) <u>9.</u> (省略) 第18条 本サービスの不正使用による振込等 <u>1.</u> (省略) <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> 前記 <u>1</u>・<u>2</u> の規定は前記 <u>1</u> にかかる当会への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日 <u>。</u>）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>4.</u> 前記 <u>1</u> の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てんの責任を負いません。 <u>(1)</u> (省略)

新	旧
<u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(5)</u> 当会が前記 <u>(2)</u> に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、<u>「対象貯金」</u>といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った<u>者</u>から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>(6)</u> 当会が前記 <u>(2)</u> により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>(7)</u> 当会が前記 <u>(2)</u> により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>19</u> 届出事項の変更等 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当会からその必要に	<u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>5.</u> 当会が前記 <u>2</u> に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、<u>(追加)</u>「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った<u>もの</u>から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>6.</u> 当会が前記 <u>2</u> により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>7.</u> 当会が前記 <u>2</u> により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>第 19 条</u> 届出事項の変更等 <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当会からその必要に

新	旧
応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべき<u>時</u>に到達したものとします。 <u>20</u> 通知・告知手段 <u>(1)</u> (省略) <u>a</u> 契約者に対する通知<u>また</u>は告知に関する事項 <u>b</u> 金融商品やサービスに関する各種ご提案 <u>(削除)</u> <u>c</u> 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案 <u>(削除)</u> <u>(2)</u> 契約者は、前項 <u>b</u>、<u>c</u> のご提案の配信について当会所定の方法により停止をできるものとします。 <u>(3)</u> (省略) <u>21</u> 海外からの利用 (省略) <u>22</u> サービスの追加 (省略) <u>23</u> サービスの休止 (省略)	じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべき<u>とき</u>に到達したものとします。 <u>第 20 条</u> 通知・告知手段 <u>1.</u> (省略) <u>(1)</u> 契約者に対する通知<u>又</u>は告知に関する事項 <u>(2)</u> 金融商品やサービスに関する各種ご提案<u>のため</u> <u>(3)</u> 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案<u>のため</u> <u>2.</u> 契約者は、前項 <u>(2)</u>、<u>(3)</u> のご提案の配信について当会所定の方法により停止をできるものとします。 <u>3.</u> (省略) <u>第 21 条</u> 海外からの利用 (省略) <u>第 22 条</u> サービスの追加 (省略) <u>第 23 条</u> サービスの休止 (省略)

新	旧
24 サービスの廃止 (省略) 25 本規定の変更 <u>(1)</u> 当会は、第 22 条・第 24 条に基づく<u>ほか</u>、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>(2)</u> (省略) 26 業務委託の承諾 <u>(1)</u> 当会は、当会が任意に定める第三者（以下、<u>委託先</u>）といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 <u>(2)</u> (省略) 27 関係規定の適用・準用 <u>(1)</u> (省略)	第 24 条 サービスの廃止 (省略) 第 25 条 本規定の変更 1. 当会は、第 22 条・第 24 条に基づく<u>他</u>、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 2. (省略) 第 26 条 業務委託の承諾 1. 当会は、当会が任意に定める第三者（以下、<u>追加</u>）「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 2. (省略) 第 27 条 関係規定の適用・準用 1. (省略)

新	旧
<u>(2)</u> 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>(削除)</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。 <u>28</u> 契約期間 (省略) <u>29</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) <u>30</u> 準拠法・合意管轄 (省略) (省略) 以上 (2025 年 10 月 1 日現在)	2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>り</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。 <u>第 28 条</u> 契約期間 (省略) <u>第 29 条</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) <u>第 30 条</u> 準拠法・合意管轄 (省略) (省略) 以上 (2022 年 11 月 29 日現在)

(実施日)

この規定は令和 7 年 10 月 1 日から実施する。

法人JAネットバンク利用規定新旧対照表

新	旧
第1章 総則 <u>1</u> 法人JAネットバンク <u>(1)</u> サービス内容 <u>a</u> 法人JAネットバンク(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が当会に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当会がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。 <u>b</u> 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申し込むことができます。 <u>(a)</u> 照会・振込サービス <u>(b)</u> 伝送サービス <u>(c)</u> その他当会所定のサービス なお、照会・振込サービスの申込<u>み</u>は必須となり、伝送サービスのみの申込<u>み</u>はできません。また照会・振込サービスの申込<u>み</u>により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。 <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> (省略) <u>(2)</u> 使用できる機器 (省略) <u>(3)</u> 利用時間 (省略) <u>(4)</u> 月額利用料 <u>a</u> 契約者は当会に対し、本サービスについての当会所定の月額利用料およびその消費税相当額(以下「月額利用料等」といいます。)を毎月支払うものとします。 <u>b</u> 月額利用料等は、当会の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、ま	第1章 総則 <u>第1条</u> 法人JAネットバンク <u>1</u> サービス内容 <u>(1)</u> 法人JAネットバンク(以下<u>(追加)</u>「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下<u>(追加)</u>「契約者」といいます。)が当会に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ(以下<u>(追加)</u>「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下<u>(追加)</u>「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下<u>(追加)</u>「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当会がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。 <u>(2)</u> 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申し<u>(追加)</u>込むことができます。 <u>ア</u> 照会・振込サービス <u>イ</u> 伝送サービス <u>ウ</u> その他当会所定のサービス なお、照会・振込サービスの申込<u>(追加)</u>は必須となり、伝送サービスのみの申込<u>(追加)</u>はできません。また照会・振込サービスの申込<u>(追加)</u>により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。 <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> (省略) <u>2</u> 使用できる機器 (省略) <u>3</u> 利用時間 (省略) <u>4</u> 月額利用料 <u>(1)</u> 契約者は当会に対し、本サービスについての当会所定の月額利用料およびその消費税相当額(以下<u>(追加)</u>「月額利用料等」といいます。)を毎月支払うものとします。 <u>(2)</u> 月額利用料等は、当会の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みま

新	旧
たは当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当会所定の日に自動的に引<u>き</u>落すものとします。 <u>c</u> <u>月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料(全額)を徴収します。(日割り計算は行いません。)</u> 2 利用資格 <u>(1)</u> 本サービスの利用申込者(以下、「利用申込者」といいます。)は、次の<u>場合</u>に該当する方とします。 <u>a</u> 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方 <u>b</u> 本規定の適用に同意した方 <u>c</u> 当会に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方 <u>(2)</u> 本条<u>(1)</u>に該当する方からの利用申込<u>み</u>であっても、当会は、次の場合には利用申込<u>み</u>を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 <u>a</u> 利用申込<u>み</u>時に虚偽の事項を届<u>け</u>出たことが判明したとき<u>。</u> <u>b</u> その他、当会が利用を不適当と判断したとき<u>。</u> 3 反社会勢力との取引拒絶 本サービスは、第12条<u>(3)i(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>i(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条<u>(3)i(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>i(a)</u>から<u>(e)</u>の一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込<u>み</u>をお断りするものとします。 4 リスクの承諾 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当会のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込<u>み</u>を行うものとします。 5 契約口座 <u>(1)</u> 契約者は、あらかじめ、申込書により当会における契約者名義の口座を契約口座として申<u>し</u>込むことができるものとします。 <u>(2)</u> (省略)	す。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書<u>(追加)</u>または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当会所定の日に自動的に引<u>(追加)</u>落すものとします。 <u>(追加)</u> 第2条 利用資格 <u>1</u> 本サービスの利用申込者(以下<u>(追加)</u>「利用申込者」といいます。)は、次の<u>各号全て</u>に該当する方とします。 <u>(1)</u> 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方 <u>(2)</u> 本規定の適用に同意した方 <u>(3)</u> 当会に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方 <u>2</u> 本条<u>1項</u>に該当する方からの利用申込<u>(追加)</u>であっても、当会は、次の場合には利用申込<u>(追加)</u>を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 <u>(1)</u> 利用申込<u>(追加)</u>時に虚偽の事項を届<u>(追加)</u>出たことが判明したとき<u>(追加)</u> <u>(2)</u> その他、当会が利用を不適当と判断したとき<u>(追加)</u> 第3条 反社会勢力との取引拒絶 本サービスは、第12条3<u>(10)ア</u>から<u>カ</u>および<u>(11)ア</u>から<u>オ</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3<u>(10)ア</u>から<u>カ</u>および<u>(11)ア</u>から<u>オ</u>の一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込<u>(追加)</u>をお断りするものとします。 第4条 リスクの承諾 <u>1</u> (省略) <u>2</u> 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当会のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込<u>(追加)</u>を行うものとします。 第5条 契約口座 <u>1</u> 契約者は、あらかじめ、申込書により当会における契約者名義の口座を契約口座として申<u>(追加)</u>込むことができるものとします。 <u>2</u> (省略)

新	旧
<u>(3)</u> 契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申<u>入</u>込むものとします。 6 マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) 7 電子証明書、ログインID、パスワード等 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 電子証明書方式では、当会が発行する電子証明書を、当会所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。(インストールの際、<u>本条</u> <u>(2)</u>のログインIDが必要になります。なお、ログインIDは電子証明書のインストールのためのみに使用されます。) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード(以下、「パスワード等」といいます。)は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当会からパスワード等をお聞きすることはありません。 <u>(6)</u> (省略) <u>(7)</u> パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当会所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワード、<u>または</u>確認用パスワードを変更するものとします。 <u>(8)</u> (省略) 8 本人確認 契約者は取引において、パスワード等を端末より当会に送信するものとします。	<u>3</u> 契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申<u>(追加)</u>込むものとします。 第6条 マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) 第7条 電子証明書、ログインID、パスワード等 <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> 電子証明書方式では、当会が発行する電子証明書を、当会所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。(インストールの際、<u>前項</u>のログインIDが必要になります。なお、ログインIDは電子証明書のインストールのためのみに使用されます。) <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>4</u> (省略) <u>5</u> ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード(以下、<u>(追加)</u>「パスワード等」といいます。)は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当会からパスワード等をお聞きすることはありません。 <u>6</u> (省略) <u>7</u> パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当会所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワード <u>(追加)</u> または確認用パスワードを変更するものとします。 <u>8</u> (省略) 第8条 本人確認 契約者は取引において、パスワード等を端末より当会に送信するものとします。当

新	旧
当会は送信された内容と、当会に登録された内容の一致を確認した場合、当会は、次の事項を確認したものと取り扱います。 <u>a</u> 契約者の有効な意思による申込<u>み</u>であること。 <u>b</u> 送信者を契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザとみなします。 <u>c</u> (省略) 9 電子メール <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 当会は、振込・振替受付結果やその他の告知を、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信します。 <u>(4)</u> 届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを変更する場合は、当会所定の方法で登録を変更するものとします。 <u>(5)</u> 当会が、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに、電子メールを送信したうえは、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当会は責任を負いません。 <u>(6)</u> 契約者が届<u>け</u>出たマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスが、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの責めにより、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザ以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当会は責任を負いません。 10 取引の依頼 <u>(1)</u> 取引の依頼方法 本サービスによる取引の依頼は、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザが、取引に必要な所定の事項を、当会所定の方法により、正確に当会に送信することで行うものとします。 <u>(2)</u> 取引依頼の確定 当会は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザに依頼内容の確認画面	当会は送信された内容と、当会に登録された内容の一致を確認した場合、当会は、次の事項を確認したものと取り<u>(追加)</u>扱います。 <u>(1)</u> 契約者の有効な意思による申込<u>(追加)</u>であること。 <u>(2)</u> 送信者を契約者<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザとみなします。 <u>(3)</u> (省略) 第9条 電子メール <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> 当会は、振込・振替受付結果やその他の告知を、届出のマスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信します。 <u>4</u> 届出のマスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを変更する場合は、当会所定の方法で登録を変更するものとします。 <u>5</u> 当会が、届出のマスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに、電子メールを送信したうえは、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当会は責任を負いません。 <u>6</u> 契約者が届<u>(追加)</u>出たマスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスが、マスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザの責めにより、マスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザ以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当会は責任を負いません。 第10条 取引の依頼 <u>1</u> 取引の依頼方法 本サービスによる取引の依頼は、マスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザが、取引に必要な所定の事項を、当会所定の方法により、正確に当会に送信することで行うものとします。 <u>2</u> 取引依頼の確定 当会は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、マスターユーザ<u>(追加)</u>または管理者ユーザ・一般ユーザに依頼内容の確認画面

新	旧
を表示しますので、その内容が正しい場合には、当会所定の方法で依頼内容を確認し実行した旨を当会に送信してください。当会がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当会所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。 <u>(3) 依頼内容の変更・取消</u>は、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザが、当会所定の方法により行うものとします。なお、当会への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更、または取消ができないことがあります。 11 契約者からの解約 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 契約者から当会に対する解約通知は、当会所定の申込書により行(削除)うものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当会の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当会は責任を負いません。当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。 12 当会からの解約 <u>(1)</u> 代表口座の解約は、本サービスの解約申込<u>み</u>とみなします。 <u>(2)</u> 代表口座以外の契約口座の解約は、その口座にかかる本サービスの解約申込<u>み</u>とみなします。 <u>(3)</u> 契約者に次の<u>場合</u>の事由が<u>一</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>a</u> 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。 <u>b</u> 手形交換所、または電子記録債権機関の取引停止処分を受けたとき。 <u>c</u> 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責<u>め</u>に帰すべき事由によって、当会において契約者の所在が不明になったとき。	を表示しますので、その内容が正しい場合には、当会所定の方法で依頼内容を確認し実行した旨を当会に送信してください。当会がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当会所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。 <u>3 依頼内容の変更・取消(追加)</u>は、マスターユーザ(追加)または管理者ユーザ・一般ユーザが、当会所定の方法により行うものとします。なお、当会への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更(追加)または取消(追加)ができないことがあります。 第11条 契約者からの解約 <u>1</u> (省略) <u>2</u> 契約者から当会に対する解約通知は、当会所定の申込書により行<u>な</u>うものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当会の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当会は責任を負いません。当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。 第12条 当会からの解約 <u>1</u> 代表口座の解約は、本サービスの解約申込(追加)とみなします。 <u>2</u> 代表口座以外の契約口座の解約は、その口座にかかる本サービスの解約申込(追加)とみなします。 <u>3</u> 契約者に次の<u>各号</u>の事由が<u>1</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>(1)</u> 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき(追加) <u>(2)</u> 手形交換所または電子記録債権機関の取引停止処分を受けたとき(追加) <u>(3)</u> 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責(追加)に帰すべき事由によって、

新	旧
<u>d</u> 相続の開始があったとき。 <u>e</u> 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき。 <u>f</u> 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 <u>g</u> 解散、その他営業活動を休止したとき。 <u>(削除)</u> <u>h</u> 本 <u>(削除)</u> 規定 <u>および</u> 取引約定に違反したと当会が認めたとき。 <u>i</u> 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他 <u>(a)～(e)</u> に準ずる者 <u>j</u> 契約者が、自ら、または第三者を利用して次の <u>いずれか</u> に該当する行為をした場合 <u>(a)</u> 暴力的な要求 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他 <u>(a)～(d)</u> に準ずる行為 <u>(f)</u> <u>契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>k</u> <u>本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合</u> <u>l</u> <u>契約者が当会に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合</u> <u>m</u> <u>契約者が当会に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません。)の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合</u>	当会において契約者の所在が不明になったとき <u>(追加)</u> <u>(4)</u> 相続の開始があったとき <u>(追加)</u> <u>(5)</u> 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき <u>(追加)</u> <u>(6)</u> 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき <u>(追加)</u> <u>(7)</u> 解散、その他営業活動を休止したとき <u>(追加)</u> <u>(8)</u> <u>当会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u> <u>(9)</u> <u>本利用規定及び</u> 取引約定に違反したと当会が認めたとき <u>(追加)</u> <u>(10)</u> 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>ア</u> 暴力団 <u>イ</u> 暴力団員 <u>ウ</u> 暴力団準構成員 <u>エ</u> 暴力団関係企業 <u>オ</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ <u>(追加)</u> または特殊知能暴力集団等 <u>カ</u> その他 <u>前各号</u> に準ずる者 <u>(11)</u> 契約者が、自ら <u>(追加)</u> または第三者を利用して次の <u>各号</u> に該当する行為をした場合 <u>ア</u> 暴力的な要求 <u>イ</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>ウ</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>エ</u> 風説を流布し、偽計を用い <u>(追加)</u> または威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>オ</u> その他 <u>前各号</u> に準ずる行為 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(12)</u> <u>契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認めたとき</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(13)</u> その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき <u>当会は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができま</u>

新	旧
<u>n</u> 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合 <u>o</u> その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき(削除)。 <u>(4) 当会は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u> 13 解約時のその他留意事項 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) 14 関係規定の適用・準用 <u>(1)</u> 本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取<u>り</u>扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。 <u>(2)</u> (省略) 15 規定、または利用方法の変更 <u>(1)</u> (省略) <u>(2) 本条(1)</u> による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 16 サービスの追加・廃止 <u>(1)</u> 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込<u>み</u>なしに利用できるものとします。ただし、当会所定の一部のサービスについてはこの限りではありません。 <u>(2)</u> 当会は、廃止内容を第21条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部、<u>または一部を廃止することができるものとします。</u>	<u>す。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u> <u>(追加)</u> 第13条 解約時のその他留意事項 <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) 第14条 関係規定の適用・準用 <u>1</u> 本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取<u>(追加)</u>扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。 <u>2</u> (省略) 第15条 規定<u>(追加)</u>または利用方法の変更 <u>1</u> (省略) <u>2 前項</u> による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 第16条 サービスの追加・廃止 <u>1</u> 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込<u>(追加)</u>なしに利用できるものとします。ただし、当会所定の一部のサービスについてはこの限りではありません。 <u>2</u> 当会は、廃止内容を第21条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部<u>(追加)</u>または一部を廃止することができるものとします。

新	旧
<u>(3)</u> サービスの追加時、全部、または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。 17 届出事項の変更(電子証明書を含みます。) <u>(1)</u> 本サービス<u>および</u>貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当会所定の方法で、直ちに当会に届け出てください。当会に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) 18 移管 (省略) 19 免責条項等 <u>(1)</u> 当会<u>および</u>金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当会は責任を負いません。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 本サービスでのサービス提供にあたり、当会が当会所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザとみなして取扱いを行った場合は、パスワード等につき当会の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当会は責任を負いません。 <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> (省略) 20 不正な払戻しへの対応 <u>(1)</u> 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引(以下、「不正な払戻し」といいます。)によ	<u>3</u> サービスの追加時、全部(<u>追加</u>)または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。 第17条 届出事項の変更(電子証明書を含む) <u>1</u> 本サービス<u>及び</u>貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当会所定の方法で、直ちに当会に届け出てください。当会に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) 第18条 移管 (省略) 第19条 免責条項等 <u>1</u> 当会<u>及び</u>金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当会は責任を負いません。 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> 本サービスでのサービス提供にあたり、当会が当会所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者(<u>追加</u>)または管理者ユーザ・一般ユーザとみなして取扱いを行った場合は、パスワード等につき当会の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当会は責任を負いません。 <u>4</u> (省略) <u>5</u> (省略) 第20条 不正な払戻しへの対応 <u>1</u> 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引(以下(<u>追加</u>)「不正な払戻し」といいます。)

新	旧
り生じた損害について、次の<u>場合</u>のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条(2)に定める補償の請求を申し出ることができます。 <u>a</u> 当会の提供するセキュリティ対策を実施していること。<u>。</u> <u>b</u> 当会の提供するウィルス対策ソフトを利用していること。<u>。</u> <u>c</u> 当会の指定した正規の手順で電子証明書を利用していること。<u>。</u> <u>d</u> パスワード等の盗用、または不正な払戻しに気づいてから<u>速</u>やかに、当会への通知が行われていること。<u>。</u> <u>e</u> パスワード等の盗用または不正な払戻しに気づいてから<u>速</u>やかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること。<u>。</u> <u>f</u> 当会の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。<u>。</u> (2) 本条(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害(取引金額および手数料)の額に相当する金額(以下、「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。 (3) 本条(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> 法人JAネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト(OS)やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了した<u>後</u>も使用している場合 <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) (4) 本条(1)から(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は、補償しないことができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> 契約者、または契約者の従業員・使用人・ご家族の故意、または重大な過失による損害であった場合 <u>d</u> (省略) <u>e</u> 直接間接を問わず、指示、または脅迫に起因して生じた損害であった場合 <u>f</u> (省略)	により生じた損害について、次の<u>各号</u>のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条第2項に定める補償の請求を申し出ることができます。 (1) 当会の提供するセキュリティ対策を実施していること(追加) (2) 当会の提供するウィルス対策ソフトを利用していること(追加) (3) 当会の指定した正規の手順で電子証明書を利用していること(追加) (4) パスワード等の盗用(追加)または不正な払戻しに気づいてから<u>すみ</u>やかに、当会への通知が行われていること(追加) (5) パスワード等の盗用または不正な払戻しに気づいてから<u>すみ</u>やかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること(追加) (6) 当会の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること(追加) 2 本条第1項の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害(取引金額および手数料)の額に相当する金額(以下、「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。 3 本条第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。 (1) (省略) (2) 法人JAネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト(OS)やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了した<u>あと</u>も使用している場合 (3) (省略) (4) (省略) 4 本条第1項から第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は、補償しないことができるものとします。 (1) (省略) (2) (省略) (3) 契約者、または契約者の従業員・使用人・ご家族の故意(追加)または重大な過失による損害であった場合 (4) (省略) (5) 直接間接を問わず、指示(追加)または脅迫に起因して生じた損害であった場合

新	旧
<u>g</u> 契約者に本<u>(削除)</u>規定違反があると認められた場合 <u>h</u> パスワード等の盗取、または不正な払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変、または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り、またはこれらに付随して行われた場合 <u>i</u> (省略) <u>(5)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に<u>基</u>づく補償を行う場合、不正な払戻しの支払原資となった貯金(以下、「対象貯金」といいます。)について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条<u>(1)</u>に<u>基</u>づく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正な払戻しを行った者から損害賠償、または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>(6)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当会に対する払戻請求権は消滅します。 <u>(7)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当会は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権、または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>(8)</u> 当会が本条<u>(2)</u>の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条<u>(3)</u>、または本条<u>(4)</u>に該当する事由が判明した場合、当会は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当会に対して速やかに補償金を返還するものとします。	<u>(6)</u> (省略) <u>(7)</u> 契約者に本<u>利用</u>規定違反があると認められた場合 <u>(8)</u> パスワード等の盗取 <u>(追加)</u>または不正な払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変 <u>(追加)</u>または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り <u>(追加)</u>またはこれらに付随して行われた場合 <u>(9)</u> (省略) 5 当会が本条<u>第2項</u>の規定に<u>も</u>とづく補償を行う場合、不正な払戻しの支払原資となった貯金(以下、「対象貯金」といいます。)について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条<u>第1項</u>に<u>も</u>とづく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正な払戻しを行った者から損害賠償 <u>(追加)</u>または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 6 当会が本条<u>第2項</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当会に対する払戻請求権は消滅します。 7 当会が本条<u>第2項</u>の規定に基づき補償を行った場合には、当会は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権 <u>(追加)</u>または不当利得返還請求権を取得するものとします。 8 当会が本条<u>第2項</u>の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条<u>第3項</u>または本条<u>第4項</u>に該当する事由が判明した場合、当会は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当会に対して速やかに補償金を返還するものとします。
<u>21</u> 通知手段 (省略)	<u>第21条</u> 通知手段 (省略)
<u>22</u> 契約期間 この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者、または当会からの特段の申<u>出</u>がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。	<u>第22条</u> 契約期間 この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者 <u>(追加)</u>または当会からの特段の申 <u>(追加)</u>出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。
<u>23</u> サービスの休止	<u>第23条</u> サービスの休止

新	旧
<u>(1)</u> 当会は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期<u>および</u>内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止<u>、</u>または中止することができるものとします。 <u>(2)</u> ただし、<u>本条(1)</u>の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期<u>および</u>内容について、第21条の通知手段によりお知らせします<u>。</u> 24 海外からの利用 本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部<u>、</u>または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。 25 業務委託の承諾 <u>(1)</u> 当会は、当会が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます<u>。</u>）に業務の全部<u>、</u>または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 <u>(2)</u> (省略) 26 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) 27 準拠法・合意管轄 (省略) 第2章 照会・振込サービス 28 照会機能 <u>(1) 内容</u> (省略) <u>(2) 提供内容の変更・取消し</u> 振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当	1 当会は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期<u>及</u>び内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止 <u>(追加)</u> または中止することができるものとします。 2 ただし、<u>前項</u>の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期<u>及</u>び内容について、第21条の通知手段によりお知らせします <u>(追加)</u> 第24条 海外からの利用 本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部 <u>(追加)</u> または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。 第25条 業務委託の承諾 <u>1</u> 当会は、当会が任意に定める第三者（以下 <u>(追加)</u> 「委託先」といいます <u>(追加)</u> ）に業務の全部 <u>(追加)</u> または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 <u>2</u> (省略) 第26条 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) 第27条 準拠法・合意管轄 (省略) 第2章 照会・振込サービス 第28条 照会機能 <u>1 内 容</u> (省略) <u>2 提供内容の変更・取消</u> <u>(追加)</u> 振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当会

新	旧
会は既に提供した口座情報について変更、または取消を行うことがあります。なお、このような変更、または取消のために生じた損害について、当会は責任を負いません。 第29条 振込・振替機能 (1) 内容 a 振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金、または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当会および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。 b 振込・振替機能における振込、または振替の取引は、次の区分により取り扱います。 (a) 入金指定口座が、当会以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。 (b) 入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。 c 振込・振替機能は、契約者がインターネット画面上で入金指定口座を入力、または選択する方式（都度指定方式）により利用できるものとします。 d （省略） (2) 振込手数料 a （省略） b 振込手数料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引き落とすものとします。 (a) 契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落 (b) 当会と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から1ヶ月分をまとめて毎月当会所定の日に自動的に引落 (3) 1日あたり上限金額の設定 a （省略） b 契約者は、aに定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、当	は既に提供した口座情報について変更(追加)または取消を行うことがあります。なお、このような変更(追加)または取消(追加)のために生じた損害について、当会は責任を負いません。 第29条 振込・振替機能 1 内 容 (1) 振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金(追加)または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当会および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。 (2) 振込・振替機能における振込(追加)または振替の取引は、次の区分により取(追加)扱います。 ア 入金指定口座が、当会以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取(追加)扱います。 イ 入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取(追加)扱います。 (3) 振込・振替機能は、契約者がインターネット画面上で入金指定口座を入力(追加)または選択する方式（都度指定方式）により利用できるものとします。 (4) （省略） 2 振込手数料 (1) （省略） (2) 振込手数料等は、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書(追加)または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引(追加)落とすものとします。 ア 契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落(追加) イ 当会と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から1ヶ月分をまとめて毎月当会所定の日に自動的に引落(追加) 3 1日あたり上限金額の設定 (1) （省略） (2) 契約者は、前号に定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、

新	旧
会所定の方法によりこれを変更することができます。 <u>c</u> (省略) <u>(4)</u> 処理指定日 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(5)</u> 取引の成立 <u>a</u> 本規定第10条 <u>(1)</u> および <u>(2)</u> による取引依頼の確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、処理指定日の当会所定の時刻)に、振込・振替資金を、当会の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引<u>き</u>落します。 <u>b</u> 振込振替契約は、振込・振替資金を当会が引<u>き</u>落した時に成立するものとします。 <u>c</u> 振込振替契約が成立した場合、当会は、依頼内容に<u>基</u>づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。 <u>d</u> 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込、または振替の取引はできません。 <u>(a)</u> 振込金額、または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。 <u>(b)</u> 契約口座が解約済<u>み</u>のとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。 <u>(c)</u> 契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それに<u>基</u>づき当会が所定の手続をとったとき。 <u>(d)</u> (省略) <u>(e)</u> 当会の責<u>め</u>によらない事由により、取引ができなかったとき。 <u>(6)</u> 振込・振替予約における振込・振替資金の引落<u>し</u>不能時の取扱い 振込・振替予約において、処理指定日の当会所定の時刻に振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込、または振替の取引はしません。この場合、当会は、契約者に対し振込・振替資金の引落<u>し</u>不能の旨の通知はしません。 (省略) <u>(7)</u> 取引内容の確認等 <u>a</u> 振込、または振替の取引後は、<u>速</u>やかに該当する貯金通帳への記入、当	当会所定の方法によりこれを変更することができます。 <u>(3)</u> (省略) <u>4</u> 処理指定日 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>5</u> 取引の成立 <u>(1)</u> 本規定第10条 <u>第1項</u> および <u>第2項</u> による取引依頼の確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、処理指定日の当会所定の時刻)に、振込・振替資金を、当会の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書 <u>(追加)</u> または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引 <u>(追加)</u> 落します。 <u>(2)</u> 振込振替契約は、振込 <u>(追加)</u> 振替資金を当会が引 <u>(追加)</u> 落した時に成立するものとします。 <u>(3)</u> 振込振替契約が成立した場合、当会は、依頼内容に<u>も</u>とづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。 <u>(4)</u> 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込 <u>(追加)</u> または振替の取引はできません。 <u>ア</u> 振込金額 <u>(追加)</u> または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。 <u>イ</u> 契約口座が解約済 <u>(追加)</u> のとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。 <u>ウ</u> 契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それに<u>も</u>とづき当会が所定の手続をとったとき。 <u>エ</u> (省略) <u>オ</u> 当会の責 <u>(追加)</u> によらない事由により、取引ができなかったとき。 <u>6</u> 振込 <u>(追加)</u> 振替予約における振込 <u>(追加)</u> 振替資金の引落 <u>(追加)</u> 不能時の取扱い 振込 <u>(追加)</u> 振替予約において、処理指定日の当会所定の時刻に振込 <u>(追加)</u> 振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込 <u>(追加)</u> または振替の取引はしません。この場合、当会は、契約者に対し振込 <u>(追加)</u> 振替資金の引落 <u>(追加)</u> 不能の旨の通知はしません。 (省略) <u>7</u> 取引内容の確認等

新	旧
座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 b 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。 (8) 振込資金の返却 「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 (9) 依頼内容の訂正、組戻し a 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、以下に規定する組戻しの手続により取り扱います。 (a) (省略) (b) (省略) b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。(削除) (a) (省略) (b) (省略) (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。(削除)現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 c a、bの場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、または組戻しができないことがあります。この場合には、受	(1) 振込(追加)または振替の取引後は、すみやかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取(追加)扱います。 8 振込資金の返却 「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 9 依頼内容の訂正、組戻し (1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取(追加)扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名(追加)または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取(追加)扱います。 ア (省略) イ (省略) (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取(追加)扱います。組戻し手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア (省略) イ (省略) ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。

新	旧
取人との間で協議してください。 <u>d</u> 振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更、または依頼の取りやめはできません。 第3章 収納サービス <u>30</u> 収納サービス <u>(1)</u> 内容 <u>a</u> 収納サービスとは、契約者の契約口座から当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払<u>（削除）</u>込みを行うことができるサービスです。 <u>b</u> 本サービスの契約者は、新たな申込<u>み</u>なしに「収納サービス」を利用することができます。 <u>(2)</u> 収納機関の選択 （省略） <u>(3)</u> サービスの利用方法 （省略） <u>(4)</u> サービスの利用時間 （省略） <u>(5)</u> サービスの支払限度額 （省略） <u>(6)</u> 払込取引の成立等 <u>a</u> 取引の成立 本規定第10条<u>(1)</u>および<u>(2)</u>による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引<u>き</u>落します。 <u>b</u> 契約の成立 料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当会が契約口座から引<u>き</u>落した時に成立するものとします。 料金等の払込契約が成立した場合、当会は、依頼内容に<u>基</u>づいて、契約	<u>(3)</u> <u>前1号、2号</u>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正<u>（追加）</u>または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 <u>(4)</u> 振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更<u>（追加）</u>または依頼の取りやめはできません。 第3章 収納サービス <u>第30条</u> 収納サービス <u>1</u> 内 容 <u>(1)</u> 収納サービスとは、契約者の契約口座から当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払<u>い</u>込みを行うことができるサービスです。 <u>(2)</u> 本サービスの契約者は、新たな申込<u>（追加）</u>なしに「収納サービス」を利用することができます。 <u>2</u> 収納機関の選択 （省略） <u>3</u> サービスの利用方法 （省略） <u>4</u> サービスの利用時間 （省略） <u>5</u> サービスの支払限度額 （省略） <u>6</u> 払込取引の成立等 <u>(1)</u> 取引の成立 本規定第10条<u>第1項</u>および<u>第2項</u>による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当会の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書<u>（追加）</u>または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引<u>（追加）</u>落します。 <u>(2)</u> 契約の成立 料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当会が契約口座から引<u>（追加）</u>落した時に成立するものとします。 料金等の払込契約が成立した場合、当会は、依頼内容に<u>も</u>とづいて、契約

新	旧
先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。 <u>c</u> 払込取引の取消<u>し</u>等 料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消<u>し</u>、または訂正することはできません。 (省略) <u>d</u> 払込みの不能 (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>(d)</u> 契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それに<u>基</u>づき当会が所定の手続をとったとき。 <u>(e)</u> 収納機関から納付情報、または請求情報についての所定の確認ができないとき。 <u>(f)</u> (省略) <u>(g)</u> (省略) <u>e</u> 取引内容の確認等 払込みの取引後は、<u>速</u>やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。 <u>(7)</u> 領収書の取扱<u>い</u> 当会は、料金等の払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。 収納機関の納付情報、または請求情報の内容、収納機関での収納手続(<u>削除</u>)の結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。 <u>(8)</u> サービスの利用停止 当会、または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を再	先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。 <u>(3)</u> 払込取引の取消(<u>追加</u>)等 料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消(<u>追加</u>)または訂正することはできません。 (省略) <u>(4)</u> 払込みの不能 (省略) <u>ア</u> (省略) <u>イ</u> (省略) <u>ウ</u> (省略) <u>エ</u> 契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それに<u>も</u>とづき当会が所定の手続をとったとき。 <u>オ</u> 収納機関から納付情報(<u>追加</u>)または請求情報についての所定の確認ができないとき。 <u>カ</u> (省略) <u>キ</u> (省略) <u>(5)</u> 取引内容の確認等 払込みの取引後は、<u>すみ</u>やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当会の間で疑義が生じたときは、当会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り(<u>追加</u>)扱います。 <u>7</u> 領収書の取扱(<u>追加</u>) 当会は、料金等の払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。 収納機関の納付情報(<u>追加</u>)または請求情報の内容、収納機関での収納手続<u>き</u>の結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。 <u>8</u> サービスの利用停止 当会(<u>追加</u>)または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を

新	旧
開するには、必要に応じて当会、または収納機関所定の手続(削除)を行ってください。 第4章 伝送サービス 31 伝送サービス (1) 内容 a (省略) b データ伝送、またはファイル伝送をご利用いただくには別途(削除)申(削除)込(削除)が必要となります。ただし、ファイル伝送を利用いただくには、データ伝送の申込(み)が必要となります。 32 データ伝送 (1) (省略) a 総合振込 b 給与振込 c 賞与振込 d 口座振替 (2) (省略) (3) データ伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ(データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者)は、本条(1)の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 a 総合振込 振込指定日の前営業日の15時まで b 給与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで c 賞与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで d 口座振替 振替日の2営業日前の15時まで (4) データ伝送契約者が当会に送信する本条(1)の各種サービスのデータは、全国銀行協会が定められたフォーマット(シングルヘッダ)および当会所定のCSV形式とします。 33 ファイル伝送	再開するには、必要に応じて当会(追加)または収納機関所定の手続(き)を行ってください。 第4章 伝送サービス 第31条 伝送サービス 1 内 容 (1) (省略) (2) データ伝送(追加)またはファイル伝送をご利用いただくには別途お申し込(み)が必要となります。ただし、ファイル伝送を利用いただくには、データ伝送の申込(追加)が必要となります。 第32条 データ伝送 1 (省略) (1) 総合振込 (2) 給与振込 (3) 賞与振込 (4) 口座振替 2 (省略) 3 データ伝送契約者(追加)または管理者ユーザ・一般ユーザ(データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者)は、本条第1項の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 (1) 総合振込 振込指定日の前営業日の15時まで (2) 給与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで (3) 賞与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで (4) 口座振替 振替日の2営業日前の15時まで 4 データ伝送契約者が当会に送信する本条第1項の各種サービスのデータは、全国銀行協会が定められたフォーマット(シングルヘッダ)および当会所定のCSV形式とします。 第33条 ファイル伝送

新	旧
<u>(1)</u> ファイル伝送を契約した契約者（以下、「ファイル伝送契約者」といいます。）は、主に次のサービスを利用できるものとします。なお、各種サービスのデータは、当会とファイル伝送契約者間で合意いただいたフォーマットにて取り扱います。 <u>a</u> 総合振込 <u>b</u> 給与振込 <u>c</u> 賞与振込 <u>d</u> 口座振込 <u>e</u> 口座振替 <u>f</u> 口座確認 <u>g</u> 口座番号変更 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> ファイル伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条 <u>(1)</u> のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 <u>a</u> 総合振込 振込指定日の前営業日の15時まで <u>b</u> 給与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで <u>c</u> 賞与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで <u>d</u> 口座振込 振込日の前営業日の15時まで <u>e</u> 口座振替 振替日の2営業日前の15時まで <u>34</u> 総合振込・口座振込 (省略) <u>35</u> 給与振込・賞与振込 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略)	<u>1</u> ファイル伝送を契約した契約者（以下、「ファイル伝送契約者」といいます。）は、主に次のサービスを利用できるものとします。なお、各種サービスのデータは、当会とファイル伝送契約者間で合意いただいたフォーマットにて取り扱います。 <u>(1)</u> 総合振込 <u>(2)</u> 給与振込 <u>(3)</u> 賞与振込 <u>(4)</u> 口座振込 <u>(5)</u> 口座振替 <u>(6)</u> 口座確認 <u>(7)</u> 口座番号変更 <u>2</u> (省略) <u>3</u> ファイル伝送契約者（<u>追加</u>）または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条 <u>第1項</u> のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当会所定の方法により、送信を完了するものとします。 <u>(1)</u> 総合振込 振込指定日の前営業日の15時まで <u>(2)</u> 給与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで <u>(3)</u> 賞与振込 振込指定日の3営業日前の15時まで <u>(4)</u> 口座振込 振込日の前営業日の15時まで <u>(5)</u> 口座振替 振替日の2営業日前の15時まで <u>第34条</u> 総合振込・口座振込 (省略) <u>第35条</u> 給与振込・賞与振込 <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略)

新	旧
36 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 (1) 伝送契約者は、伝送サービスを利用して、総合振込、または給与振込・口座振込・賞与振込を行う場合、当会に対して、当会所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額(以下、「伝送振込手数料等」といいます。)を、当会所定の方法により支払うものとします。 (2) (省略) (3) (省略) (4) 振込先(口座振込を除きます。)として指定できる取扱店は、原則、当会および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座(以下、「振込指定口座」といいます。)は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店(所)とします。 (5) 当会は、本規定第10条(1)および(2)により依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続(削除)を行います。 (6) (省略) (7) (省略) (8) 振込資金、振込手数料等は、当会の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引き落とします。 (9) (省略) (10) 振込の不能事由等 次のいずれかに該当する場合、当会はその振込依頼はなかったものとして取り扱います。 a 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超え、当会所定の時限までに自動引落としできなかったとき。 (省略) b 伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当会が所定の手続をとったとき。 c (省略) (11) 振込資金の返却	第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 1 伝送契約者は、伝送サービスを利用して、総合振込(追加)または給与振込・口座振込・賞与振込を行う場合、当会に対して、当会所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額(以下、「伝送振込手数料等」といいます。)を、当会所定の方法により支払うものとします。 2 (省略) 3 (省略) 4 振込先(口座振込を除く。)として指定できる取扱店は、原則、当会および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座(以下、「振込指定口座」といいます。)は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店(所)とします。 5 当会は、本規定第10条第1項および第2項により依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。 6 (省略) 7 (省略) 8 振込資金、振込手数料等は、当会の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書(追加)または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引(追加)落とします。 9 (省略) 10 振込の不能事由等 次のいずれかに該当する場合、当会はその振込依頼はなかったものとして取(追加)扱います。 (1) 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超え、当会所定の時限までに自動引落(追加)できなかったとき。 なお、支払指定口座からの払出しが伝送サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当会の任意とします。 (2) 伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当会が所定の手続をとったとき。

新	旧
「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について伝送契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 <u>(12) 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除きます。)</u> a 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取<u>り</u>扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、bに規定する組戻しの手続により取<u>り</u>扱います。 (a) (省略) (b) (省略) b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取<u>り</u>扱います。組戻し手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 <u>(削除)</u> (a) (省略) (b) (省略) (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>(削除)</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 c a、bの場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 37 口座振替 <u>(1)</u> (省略)	(3) (省略) 11 振込資金の返却 「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当会は依頼内容について伝送契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。 <u>12 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除く。)</u> (1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取<u>(追加)</u>扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名<u>(追加)</u>または振込金額を変更する場合には、<u>次号</u>に規定する組戻しの手続により取<u>(追加)</u>扱います。 <u>ア</u> (省略) <u>イ</u> (省略) (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u> <u>ア</u> (省略) <u>イ</u> (省略) <u>ウ</u> 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 (3) <u>前1号、2号</u>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正<u>(追加)</u>または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 第37条 口座振替 <u>1</u> (省略)

新	旧
<u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 口座振替依頼書の受理等 <u>a</u> 当会の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書(以下、「依頼書」といいます。)および貯金口座振替申込書(以下、「申込書」といいます。)を提出させ、これを承諾した時は申込書を伝送契約者に送付します。 <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>(4)</u> 口座振替の依頼 <u>a</u> 伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<u>あて</u>の請求明細を記録したデータを作成し、当会に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。 <u>b</u> 当会は、本規定第10条<u>(1)</u>および<u>(2)</u>によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。 (省略) <u>c</u> (省略) <u>(5)</u> 口座振替結果の登録 (省略) <u>a</u> 申込<u>み</u>いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻 <u>b</u> 申込<u>み</u>いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業終了時刻…振替日の翌営業日の当会所定の時刻 <u>(6)</u> 取扱手数料 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>c</u> 口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額(以下、「<u>口座確認手数料等</u>」といいます。)は、口座確認実施結果を当会で確認次第、当会所定の方法により申し受けるものとします。 <u>d</u> 口座振替手数料等および口座確認手数料等の引落しにあたっては、当会	<u>2</u> (省略) <u>3</u> 口座振替依頼書の受理等 <u>(1)</u> 当会の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書(以下、「依頼書」といいます。)および貯金口座振替申込書(以下<u>(追加)</u>「申込書」といいます。)を提出させ、これを承諾した時は申込書を伝送契約者に送付します。 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>4</u> 口座振替の依頼 <u>(1)</u> 伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<u>宛</u>の請求明細を記録したデータを作成し、当会に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。 <u>(2)</u> 当会は、本規定第10条<u>第1項</u>および<u>第2項</u>によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。 (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>5</u> 口座振替結果の登録 (省略) <u>(1)</u> 申込<u>(追加)</u>いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻 <u>(2)</u> 申込<u>(追加)</u>いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業終了時刻…振替日の翌営業日の当会所定の時刻 <u>6</u> 取扱手数料 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>ア</u> (省略) <u>イ</u> (省略) <u>ウ</u> (省略) <u>(3)</u> 口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額(以下<u>(追加)</u>「口座確認手数料等」といいます。)は、口座確認実施結果を当会で確認次第、当会所定の方法により申し受けるものとします。 <u>(4)</u> 口座振替手数料等および口座確認手数料等の引落しにあたっては、当会

新	旧
の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。 <u>(7)</u> 振替資金の入金 (省略) <u>(8)</u> 領収書の送付 (省略) <u>(9)</u> 貯金者への通知 (省略) <u>(10)</u> 振替不能分の再請求 (省略) <u>(11)</u> 停止通知 (省略) <u>(12)</u> 解約・変更通知 当会は、貯金者の申<u>し</u>出、または当会の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約、または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当会は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。 <u>38</u> ファイル伝送にかかる口座確認 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>39</u> ファイル伝送にかかる口座番号変更 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) 以 上	の普通貯金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書 <u>(追加)</u> または当座小切手の提出は不要とします。 <u>7</u> 振替資金の入金 (省略) <u>8</u> 領収書の送付 (省略) <u>9</u> 貯金者への通知 (省略) <u>10</u> 振替不能分の再請求 (省略) <u>11</u> 停止通知 (省略) <u>12</u> 解約・変更通知 当会は、貯金者の申 <u>(追加)</u> 出 <u>(追加)</u> または当会の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約 <u>(追加)</u> または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当会は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。 <u>第38条</u> ファイル伝送にかかる口座確認 <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) <u>4</u> (省略) <u>第39条</u> ファイル伝送にかかる口座番号変更 <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) 以 上

新	旧
(<u>2025 年</u> 10 月 1 日現在)	(<u>2023 年</u> 10 月 1 日現在)

(実施日)

この規定は令和 7 年 10 月 1 日から実施する。

JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定新旧対照表

新	旧
第 <u>1</u> 章 総則 <u>1 サービスの内容</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 契約者は、本サービスにより占有するパソコンやホストコンピュータ等（以下、「パソコン等」といいます。）により、自治体とは LGWAN（行政専用のネットワーク）、企業等とは Connecure（閉域ネットワーク）またはインターネット（回線接続サービスである全銀ファイル伝送（VALUX）を利用）を通じて、JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定（以下、「本規定」といいます。）で定める方法を利用して振込依頼・口座振替請求などの処理依頼明細データ（以下、「依頼明細」といいます。）や依頼明細に添付した企業間の商取引に関する情報（以下、「金融 <u>EDI</u> 情報」といいます。）を当会に送ったり、振込入金や入出金取引明細などの通知対象取引明細データ（以下、「通知明細」といいます。）や通知明細に添付された金融 <u>EDI</u> 情報を当会から受け取ったりすることができます。 <u>2 サービスの種類</u> <u>(削除)</u> 本サービスによる受託業務には、基本サービスと通知サービスの <u>2</u> 種類があり、その内容は次のとおりとします。 <u>(1) 基本サービス</u> (省略) <u>a</u> 総合振込 <u>b</u> 給与振込、賞与振込 <u>c</u> 口座振込	第 <u>1</u> 章 総則 <u>第 1 条【サービスの内容】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> 契約者は、本サービスにより占有するパソコンやホストコンピュータ等（以下、「パソコン等」といいます。）により、自治体とは LGWAN（行政専用のネットワーク）、企業等とは Connecure（閉域ネットワーク）またはインターネット（回線接続サービスである全銀ファイル伝送（VALUX）を利用）を通じて、JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定（以下、「本規定」といいます。）で定める方法を利用して振込依頼・口座振替請求などの処理依頼明細データ（以下、「依頼明細」といいます。）や依頼明細に添付した企業間の商取引に関する情報（以下、「金融 <u>EDI</u> 情報」といいます。）を当会に送ったり、振込入金や入出金取引明細などの通知対象取引明細データ（以下、「通知明細」といいます。）や通知明細に添付された金融 <u>EDI</u> 情報を当会から受け取ったりすることができます。 <u>第 2 条【サービスの種類】</u> <u>1</u> 本サービスによる受託業務には、基本サービスと通知サービスの <u>2</u> 種類があり、その内容は次のとおりとします。 <u>(1) 基本サービス</u> (省略) <u>①</u> 総合振込 <u>②</u> 給与振込、賞与振込 <u>③</u> 口座振込

新	旧
<u>d</u> 口座番号確認 <u>e</u> 口座番号変更 <u>f</u> 口座振替 (省略) <u>a</u> 総合振込、口座振込 (省略) <u>b</u> 給与振込、賞与振込 振込指定日の<u>3</u>営業日前の14時30分まで（照合データは<u>3</u>営業日前の15時00分まで） <u>c</u> 口座振替 振替日の<u>2</u>営業日前の14時30分まで（照合データは<u>2</u>営業日前の15時00分まで） <u>(2)</u> 通知サービス (省略) <u>a</u> 振込入金通知 <u>b</u> 入出金取引明細 <u>(3)</u> その他 (省略) <u>3 利用資格</u> <u>(1)</u> 本サービスの契約者は、次の<u>aからc</u>すべてに該当する方とします。 <u>a</u> 法人、または法人格のない団体、自治体または個人事業主の方 <u>b</u> 本規定の適用に同意した方 <u>c</u> 当会本所に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方	<u>④</u> 口座番号確認 <u>⑤</u> 口座番号変更 <u>⑥</u> 口座振替 (省略) <u>①</u> 総合振込、口座振込 (省略) <u>②</u> 給与振込、賞与振込 振込指定日の<u>3</u>営業日前の14時30分まで（照合データは<u>3</u>営業日前の15時00分まで） <u>③</u> 口座振替 振替日の<u>2</u>営業日前の14時30分まで（照合データは<u>2</u>営業日前の15時00分まで） <u>(2)</u> 通知サービス (省略) <u>①</u> 振込入金通知 <u>②</u> 入出金取引明細 <u>(3)</u> その他 (省略) <u>第3条【利用資格】</u> <u>1</u> 本サービスの契約者は、次の<u>各号</u>すべてに該当する方とします。 <u>(1)</u> 法人、または法人格のない団体、自治体または個人事業主の方 <u>(2)</u> 本規定の適用に同意した方 <u>(3)</u> 当会本所に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方

新	旧
<u>(2)</u> 本条 <u>(1)</u> に該当する場合でも、当会は、次の場合には利用申込<u>み</u>を承諾しないことがあります。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 <u>a</u> 利用申込<u>み</u>時に虚偽の事項を届<u>け</u>出たことが判明したとき。<u>。</u> <u>b</u> その他、当会が利用を不相当と判断したとき。<u>。</u> <u>4 反社会勢力との取引拒絶</u> 本サービスは、第 <u>17</u> 条 <u>(2) a(i)</u> ①から⑥、および <u>(j)</u> ①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>17</u> 条 <u>(2) a(i)</u> ①から⑥、および <u>(j)</u> ①から⑤の<u>一</u>つにでも該当する場合は、当会は本サービスの利用申込<u>み</u>をお断りするものとします。 <u>5 サービスの利用開始</u> (省略) <u>6 通知手段</u> (省略) <u>7 取扱手数料</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>8 利用時間</u>	<u>2</u> 本条 <u>1 項</u> に該当する場合でも、当会は、次の場合には利用申込 <u>(追加)</u> を承諾しないことがあります。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 <u>(1)</u> 利用申込 <u>(追加)</u> 時に虚偽の事項を届 <u>(追加)</u> 出たことが判明したとき <u>(追加)</u> <u>(2)</u> その他、当会が利用を不相当と判断したとき <u>(追加)</u> <u>第4条【反社会勢力との取引拒絶】</u> 本サービスは、第 <u>17</u> 条 <u>2 (10)</u> ①から⑥、および <u>(11)</u> ①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>17</u> 条 <u>2 (10)</u> ①から⑥、および <u>(11)</u> ①から⑤の <u>1</u> つにでも該当する場合は、当会は本サービスの利用申込 <u>(追加)</u> をお断りするものとします。 <u>第5条【サービスの利用開始】</u> (省略) <u>第6条【通知手段】</u> (省略) <u>第7条【取扱手数料】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) <u>第8条【利用時間】</u>

新	旧
(省略) <u>9 データ伝送接続条件</u> (省略) <u>10 データの仕様</u> (省略) <u>11 伝送意思確認</u> (省略) <u>(1)</u> 契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行う<u>ものとします</u>。 <u>(2)</u> 当会は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付け<u>ます</u>。 <u>12 サービスの休止</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> ただし、<u>本条 (1)</u> の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。 <u>13 届出事項の変更</u> (省略) <u>14 規定の内容および利用方法の変更</u>	(省略) <u>第 9 条【データ伝送接続条件】</u> (省略) <u>第 1 0 条【データの仕様】</u> (省略) <u>第 1 1 条【伝送意思確認】</u> (省略) <u>(1)</u> 契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行う<u>(追加)</u>。 <u>(2)</u> 当会は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付け<u>る</u>。 <u>第 1 2 条【サービスの休止】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> ただし、<u>前項</u>の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当会は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。 <u>第 1 3 条【届出事項の変更】</u> (省略) <u>第 1 4 条【規定の内容および利用方法の変更】</u>

新	旧
<u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> <u>本条 (1)</u> による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当会のホームページ等でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。 <u>15 関係規定の適用・準用</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>16 契約期間</u> 契約の当初契約期間は、当会所定の書類に記載されている申込日から起算して <u>1</u> 年間とし、契約者または当会からの特段の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から <u>1</u> 年間継続されるものとし、以後も同様とします。 <u>17 サービスの解約</u> <u>(1)</u> 契約者からの解約 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(2)</u> 当会からの解約 <u>a</u> 契約者に次の <u>(a) から (e)</u> の事由が <u>一</u> つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>(a)</u> 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき <u>。</u>	<u>1</u> (省略) <u>2</u> <u>前項</u> による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当会のホームページ等でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。 <u>第 1 5 条【関係規定の適用・準用】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>第 1 6 条【契約期間】</u> 契約の当初契約期間は、当会所定の書類に記載されている申込日から起算して <u>1</u> 年間とし、契約者または当会からの特段の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から <u>1</u> 年間継続されるものとし、以後も同様とします。 <u>第 1 7 条【サービスの解約】</u> <u>1</u> 契約者からの解約 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>2</u> 当会からの解約 <u>(追加)</u> 契約者に次の <u>各号</u> の事由が <u>1</u> つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 <u>(1)</u> 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき <u>(追加)</u>

新	旧
<u>(b) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>(c) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責<u>め</u>に帰すべき事由によって、当会において契約者の所在が不明になったとき。</u> <u>(d) 相続の開始があったとき。</u> <u>(e) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき。</u> <u>(f) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</u> <u>(g) 解散、その他営業活動を休止したとき。</u> <u>(削除)</u> <u>(h) 本 (削除) 規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき。</u> <u>(i) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥ その他前①から⑤に準ずる者 <u>(j) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合</u> ① 暴力的な要求 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、また	<u>(2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (追加)</u> <u>(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責 (追加) に帰すべき事由によって、当会において契約者の所在が不明になったとき (追加)</u> <u>(4) 相続の開始があったとき (追加)</u> <u>(5) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき (追加)</u> <u>(6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (追加)</u> <u>(7) 解散、その他営業活動を休止したとき (追加)</u> <u>(8) 当会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u> <u>(9) 本利用規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき (追加)</u> <u>(10) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥ その他前各号に準ずる者 <u>(11) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> ① 暴力的な要求 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

新	旧
は当会の業務を妨害する行為 ⑤ その他前①から④に準ずる行為 <u>⑥契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>(k)本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合</u> <u>(l)契約者が当会に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合</u> <u>(m)契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合</u> <u>(n) 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>(削除)</u> <u>(o)その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。</u> <u>b</u> （省略）	④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(1 2) 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認めたとき</u> <u>(1 3) その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき (追加)</u> <u>(追加) (省略)</u>

新	旧
<u>18 解約時のその他留意事項</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>19 譲渡、質入れ等の禁止</u> (省略) <u>20 移管</u> (省略) <u>21 免責事項</u> <u>(1)</u> (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 本サービスの提供にあたり、当会が当会所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで、送信者を契約者とみなして取<u>(削除)</u>扱いを行った場合は、コード等につき当会の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当会は責任を負いません。 <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> 当会が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>(削除)</u>扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>22 業務委託の承諾</u> <u>(1)</u> (省略)	<u>第18条【解約時のその他留意事項】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>第19条【譲渡、質入れ等の禁止】</u> (省略) <u>第20条【移管】</u> (省略) <u>第21条【免責事項】</u> <u>1</u> (省略) <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> 本サービスの提供にあたり、当会が当会所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで、送信者を契約者とみなして取<u>り</u>扱いを行った場合は、コード等につき当会の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当会は責任を負いません。 <u>4</u> (省略) <u>5</u> 当会が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>第22条【業務委託の承諾】</u> <u>1</u> (省略)

新	旧
<u>(2)</u> (省略) <u>23 機密保持</u> 契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報（金融<u>EDI</u>情報を含<u>みます</u>。）については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。 <u>24 協議事項等</u> <u>(1)</u> 本規定等各条項の解釈について疑義<u>が</u>生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。 <u>(2)</u> (省略) <u>25 準拠法・合意管轄</u> (省略) 第<u>2</u>章 基本サービス <u>26 総合振込・口座振込の事務委託</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(削除)</u> <u>(2)</u> 当会は口座振込結果について、<u>振込日当日</u>の<u>当会所定の</u>時刻から照会できるようにいたします。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>2</u> (省略) <u>第 2 3 条【機密保持】</u> 契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報（金融<u>EDI</u>情報を含<u>む</u>。）については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。 <u>第 2 4 条【協議事項等】</u> <u>1</u> 本規定等各条項の解釈について疑義<u>を</u>生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。 <u>2</u> (省略) <u>第 2 5 条【準拠法・合意管轄】</u> (省略) 第<u>2</u>章 基本サービス <u>第 2 6 条【総合振込・口座振込の事務委託】</u> <u>1</u> (省略) <u>2 口座振込にかかる振込結果について</u> <u>(追加)</u> 当会は口座振込結果について、<u>以下の (追加)</u> 時刻から照会できるようにいたします。 <u>(1) 申込まいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻</u> <u>(2) 申込まいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の</u>

新	旧
<u>27 給与振込・賞与振込の事務委託</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>28 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通</u> <u>(1)</u> 振込先（口座振込を除<u>きます</u>。）として指定できる取扱店は、当会本所および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店（所）とします。 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> (省略) 次のいずれかに該当する場合、当会はその振込依頼はなかったものとして取<u>り</u>扱います。 <u>a</u> 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当会所定の時限までに自動引落<u>し</u>できなかったとき。なお、支払指定口座からの払出しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払<u>い</u>出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払<u>い</u>出すかは当会の任意とします。 <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略)	<u>翌営業日の当会所定の時刻</u> <u>第27条【給与振込・賞与振込の事務委託】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) <u>第28条【総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通】</u> <u>1</u> 振込先（口座振込を除<u>く</u>。）として指定できる取扱店は、当会本所および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店（所）とします。 <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) <u>4</u> (省略) <u>5</u> (省略) 次のいずれかに該当する場合、当会はその振込依頼はなかったものとして取<u>(追加)</u>扱います。 <u>(1)</u> 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当会所定の時限までに自動引落<u>(追加)</u>できなかったとき。なお、支払指定口座からの払出しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払<u>(追加)</u>出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払<u>(追加)</u>出すかは当会の任意とします。 <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略)

新	旧
<u>d</u> 当会の責<u>め</u>によらない事由により、取引ができなかったとき。 <u>(6)</u> 振込資金の返却 (省略) <u>(7)</u> 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>きます</u>。） <u>a</u> 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次<u>の b</u>に規定する組戻しの手続により取り扱います。 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>b</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻しを行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。<u>(削除)</u> <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>(削除)</u> 現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 <u>c</u> 前 <u>a、b</u> の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。	<u>(4)</u> 当会の責<u>(追加)</u>によらない事由により、取引ができなかったとき。 <u>6</u> 振込資金の返却 (省略) <u>7</u> 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>く</u>。） <u>(1)</u> 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次<u>号</u>に規定する組戻しの手続により取り扱います。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>(2)</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻しを行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u> <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 <u>(3)</u> 前 <u>1号、2号</u> の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。
<u>29 口座振替の事務委託</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 口座振替の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店（所）とします（ただし、契約内容によっては取扱範囲が異なる場合があります）	<u>第29条【口座振替の事務委託】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> 口座振替の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店（所）とします（ただし、契約内容によっては取扱範囲が異なる場合があります）

新	旧
あります。<u>。</u>）。 <u>(3)</u> (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>(4)</u> 口座振替の依頼 <u>a</u> 契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<u>あて</u>の請求明細を記録したデータを作成し、当会に対し、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。 <u>b</u> (省略) (省略) <u>c</u> (省略) <u>(5)</u> 口座振替結果について (省略) <u>a</u> 申込<u>み</u>いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻 <u>b</u> 申込<u>み</u>いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当会所定の時刻 <u>(6)</u> (省略) (省略) <u>(7)</u> (省略) (省略) <u>(8)</u> (省略) (省略) <u>(9)</u> (省略) (省略)	ます <u>(追加)</u>）。 <u>3</u> (省略) <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>4</u> 口座振替の依頼 <u>(1)</u> 契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<u>宛</u>の請求明細を記録したデータを作成し、当会に対し、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。 <u>(2)</u> (省略) (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>5</u> 口座振替結果について (省略) <u>(1)</u> 申込 <u>(追加)</u> いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当会所定の時刻 <u>(2)</u> 申込 <u>(追加)</u> いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当会所定の時刻 <u>6</u> (省略) (省略) <u>7</u> (省略) (省略) <u>8</u> (省略) (省略) <u>9</u> (省略) (省略)

新	旧
<u>(10)</u> (省略) (省略) <u>(11)</u> (省略) (省略) <u>30 口座番号確認</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>31 口座番号変更</u> <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) 第<u>3</u>章 通知サービス <u>32 通知対象口座</u> 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座<u>(削除)</u>は、契約者が当会に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得できません。 <u>33 データの瑕疵</u> (省略)	<u>1 0</u> (省略) (省略) <u>1 1</u> (省略) (省略) <u>第 3 0 条【口座番号確認】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) <u>第 3 1 条【口座番号変更】</u> <u>1</u> (省略) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) 第<u>3</u>章 通知サービス <u>第 3 2 条【通知対象口座】</u> 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座<u>および通知日時</u>は、契約者が当会に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得できません。 <u>第 3 3 条【データの瑕疵】</u> (省略)

新	旧
<u>34 金融 EDI 情報の照会</u> 本通知サービスにより当会が契約者あてに通知した金融 <u>EDI</u> 情報については、本通知サービスによる方法に限定し、それ以外では当会は照会に応じません。 以 上 <u>(2025 年 10 月 1 日現在)</u>	<u>第 3 4 条【金融 EDI 情報の照会】</u> 本通知サービスにより当会が契約者あてに通知した金融 <u>EDI</u> 情報については、本通知サービスによる方法に限定し、それ以外では当会は照会に応じません。 以 上 <u>(追加)</u>

(実施日)

この規定は令和 7 年 10 月 1 日から実施する。

ファームバンキング／ホームバンキング利用規定新旧対照表

新	旧
ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 1 ファームバンキング／ホームバンキング ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申<u>（削除）</u>込みを行い、かつ当会が当該申<u>（削除）</u>込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 （省略） 2 サービス取扱時間 （省略） 3 利用申込 <u>（削除）</u> <u>（1）</u> 本サービスの利用の申<u>（削除）</u>込みに際しては、当会制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。 <u>（2）</u> （省略） なお、本サービスの申<u>（削除）</u>込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 4 本人確認 （省略） 5 取引の依頼・依頼内容の確認等 <u>（1）</u> 本サービスの取引の依頼は、「4 本人確認」を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 <u>（2）</u> 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、<u>端末機器を通じて</u>契約者に依頼内容を<u>（削除）</u>確認していただきます。その内容が正しい場合、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、契約者の有効な意思により<u>る</u>、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消<u>し</u>、変更等はできないものとします。	ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 第1条 ファームバンキング／ホームバンキング ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申<u>し</u>込みを行い、かつ当会が当該申<u>し</u>込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 （省略） 第2条 サービス取扱時間 （省略） 第3条 利用申込み <u>1.</u> 本サービスの利用の申<u>し</u>込みに際しては、当会制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。 <u>2.</u> （省略） なお、本サービスの申<u>し</u>込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 第4条 本人確認 （省略） 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 <u>1.</u> 本サービスの取引の依頼は、<u>第4条の本人確認手続</u>を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 <u>2.</u> 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、<u>（追加）</u> 契約者に依頼内容を<u>端末機器を通じて確認します</u>ので、その内容が正しい<u>時には</u>、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、契約者の有効な意思により<u>り</u>、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消<u>（追加）</u>、変更等はできないものとします。

新	旧
<u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当会が手続<u>き</u>を行ったとき。 <u>d</u> (省略) <u>e</u> 差押<u>え</u>その他相当の事由が発生したとき。 <u>(5)</u> サービス利用口座について同日に複数の引<u>(削除)</u>落<u>(削除)</u>し(本サービス以外の引<u>(削除)</u>落<u>(削除)</u>しを含みます。)をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その<u>いず</u>れを引き落とすかは当会の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当会は責任を負いません。	<u>3.</u> (省略) <u>4.</u> (省略) <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当会が手続<u>(追加)</u>を行ったとき。 <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> 差押<u>(追加)</u>その他相当の事由が発生したとき。 <u>5.</u> サービス利用口座について同日に複数の引<u>き落</u>とし(本サービス以外の引<u>き落</u>としを含みます。)をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その<u>何</u>れを引き落とすかは当会の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当会は責任を負いません。
<u>6</u> 通知サービス 通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当会あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立<u>て</u>、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。	<u>第6条</u> 通知サービス 通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当会あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立<u>(追加)</u>、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。
<u>7</u> 照会サービス <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 当会が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡<u>り</u>など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消<u>し</u>をすることがあります。また、こうした変更・取消<u>し</u>のために生じた損害については、当会は責任を負いません。	<u>第7条</u> 照会サービス <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> 当会が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡<u>(追加)</u>など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消<u>(追加)</u>をすることがあります。また、こうした変更・取消<u>(追加)</u>のために生じた損害については、当会は責任を負いません。
<u>8</u> 振込・振替サービス <u>(1)</u> 振込・振替サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日(以下、「振込・振替指定日」といいます。)に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当会または当会以外の金融機関の国内本支店の貯(預)金口座(以下、「入金指定口座」といいます。)へ入金することができるサービスをいいます。なお、当会以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取<u>(削除)</u>扱いできない場合があります。 <u>(2)</u> (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>し</u>ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更(以下、「訂正」といいます。)または取りやめ(以下、「組戻し」とい	<u>第8条</u> 振込・振替サービス <u>1.</u> 振込・振替サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日(以下、「振込・振替指定日」といいます。)に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当会または当会以外の金融機関の国内本支店の貯(預)金口座(以下、「入金指定口座」といいます。)へ入金することができるサービスをいいます。なお、当会以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取<u>り</u>扱いできない場合があります。 <u>2.</u> (省略) <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>(追加)</u>ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更(以下、「訂正」といいます。)または取りやめ(以下、「組戻

新	旧
います。)は、原則として取<u>(削除)</u>扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>(削除)</u> f 前号の組戻<u>(削除)</u>手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>(削除)</u>	し」といいます。)は、原則として取<u>り</u>扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当会所定の組戻手数料が別途必要となります。</u> (6)前号の組戻<u>し</u>手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u>
9 取引内容の記録等 (省略)	第9条 取引内容の記録等 (省略)
10 サービス利用手数料等 (1) (省略) (2) 本サービスによる振込に当たっては、「<u>8 振込・振替サービス</u>」における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 (3) 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引<u>(削除)</u>落<u>(削除)</u>しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 (4) (省略)	第10条 サービス利用手数料等 1. (省略) 2. 本サービスによる振込に当たっては、<u>第8条</u>における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 3. 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引<u>き落</u>しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 4. (省略)
11 暗証番号、セキュリティ等 (1) 暗証番号は、重要な情報です。暗証番号は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、<u>(削除)</u>当会の定める方法に基づき指定してください。また、暗証番号については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。<u>(削除)</u>管理が不十分であったことにより生じた損害については、当会は責任を負いません。 なお、当会から契約者に暗証番号を直接尋ねることはありません。 (2) 本サービスの利用について当会に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当会の任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当会所定の手続<u>き</u>を行ってください。	第11条 暗証番号、セキュリティ等 1. 暗証番号は、重要な情報です。暗証番号は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、<u>当会</u>の定める方法に基づき指定してください。また、暗証番号については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。<u>管理</u>が不十分であったことにより生じた損害については、当会は責任を負いません。 なお、当会から契約者に暗証番号を直接尋ねることはありません。 2. 本サービスの利用について当会に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当会の任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当会所定の手続<u>(追加)</u>を行ってください。
12 解約等 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) (省略)	第12条 解約等 1. (省略) 2. (省略) 3. (省略) 4. (省略) 5. (省略)

新	旧
く必要があります。 <u>(2)</u> サービス利用口座が店舗統廃合等、当会の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続<u>き</u>を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。 14 免責事項 <u>(1)</u> (省略) <u>a</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>(削除)</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>b</u> (省略) については当会は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>(削除)</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付<u>(削除)</u>の有無等を確認してください。 <u>(2)</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>(削除)</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>(3)</u> 当会が「<u>4 本人確認</u>」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または<u>(削除)</u>不正利用その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「<u>15 本サービスの不正使用による振込等</u>」による補てんの請求をすることができます。 <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当会が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>(削除)</u>扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>(6)</u> (省略) <u>(7)</u> (省略) 15 本サービスの不正使用による振込等 <u>(1)</u> (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> 前記 <u>(1)・(2)</u> の規定は前記 <u>(1)</u> にかかる当会への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>(4)</u> 前記 <u>(1)</u> の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てん	ただく必要があります。 <u>2.</u> サービス利用口座が店舗統廃合等、当会の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続<u>(追加)</u>を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。 第14条 免責事項 <u>1.</u> (省略) <u>(1)</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>(2)</u> (省略) については当会は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>り</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付<u>け</u>の有無等を確認してください。 <u>2.</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>3.</u> 当会が<u>第4条</u>に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または<u>不正利用その他の事故</u>があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記<u>第15条</u>による補てんの請求をすることができます。 <u>4.</u> (省略) <u>5.</u> 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当会が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>6.</u> (省略) <u>7.</u> (省略) 第15条 本サービスの不正使用による振込等 <u>1.</u> (省略) <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> 前記 <u>1・2</u> の規定は前記 <u>1</u> にかかる当会への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>4.</u> 前記 <u>1</u> の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てんの責任

新	旧
の責任を負いません。 <u>a</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(5)</u> 当会が前記 <u>(2)</u> に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>(6)</u> 当会が前記 <u>(2)</u> により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>(7)</u> 当会が前記 <u>(2)</u> により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>16</u> 届出事項の変更等 (省略) <u>17</u> サービスの休止 (省略) <u>18</u> サービスの廃止 (省略) <u>19</u> 本規定の変更 <u>(1)</u> 当会は、「<u>18 サービスの廃止</u>」に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>(2)</u> (省略) <u>20</u> リスクの承諾 (省略) <u>21</u> 関係規定の適用・準用 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>(削除)</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。	を負いません。 <u>(1)</u> (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>(2)</u> (省略) <u>5.</u> 当会が前記 <u>2</u> に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>6.</u> 当会が前記 <u>2</u> により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>7.</u> 当会が前記 <u>2</u> により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>第 16 条</u> 届出事項の変更等 (省略) <u>第 17 条</u> サービスの休止 (省略) <u>第 18 条</u> サービスの廃止 (省略) <u>第 19 条</u> 本規定の変更 <u>1.</u> 当会は、<u>第 18 条</u>に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>2.</u> (省略) <u>第 20 条</u> リスクの承諾 (省略) <u>第 21 条</u> 関係規定の適用・準用 <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>り</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

新	旧
<u>22</u> 契約期間 (省略) <u>23</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) <u>24</u> 準拠法・合意管轄 (省略) 以上 <u>(2025 年 10 月 1 日現在)</u>	<u>第 22 条</u> 契約期間 (省略) <u>第 23 条</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省略) <u>第 24 条</u> 準拠法・合意管轄 (省略) 以上 <u>(2020 年 4 月 1 日現在)</u>

(実施日)

この規定は令和 7 年 10 月 1 日から実施する。